

弁護士・戸出健次郎の 困ったときの相談と転ばぬ先の杖

第2回

農業ファンドビジネスの拡大は 農業経営者のチャンス!



戸出健次郎 (とで・けんじろう)

平成12年 学習院大学法学部卒
平成19年 弁護士登録(第一東京弁護士会所属)
平成22年 悠綜合法律事務所パートナー
平成22年 度第一東京弁護士会代議員
専門分野 農業分野(法務、税務)、不動産関連業務

【質問】

ソバの生産をしている農業生産法人(株式会社)を経営しています。近頃「農業ファンド」が話題になっていますが、うちの会社も出資を受けられるでしょうか。また、そもそもファンドとはどのようなものでしょうか。

【回答】

出資を受けられる可能性があります。

ただ、農業ファンドによる出資は金融機関の融資と異なり、ハイリスクハイリターン投資なので、利益が出るビジネスモデルを持っていることが重要です。現状、政府系のファンドは6次産業化を想定しているのですが、ご質問者の場合、ソバの栽培だけでなく、製粉・ソバ打ちをして販売する、ソバ屋の経営をすること等により出資を受けられる可能性があります。また、6次産業化に限定しない民間中心のファンドも新設予定なので、今後は幅広いアイデアで出資を受けられる可能性があります。

【解説】

1 「ファンド」とは何か

ファンドとは、投資家から集めた資金で投資を行い、そのリターンを投資家に分配する仕組みです。ファ

ンドは、金融機関のように担保を取ることではなく(保証人も不動産も不要です)、投資先が利益を上げれば儲かり、利益を上げられなければ損をするので、利益の出そうなビジネスを選んで投資します。

農業は、その性質上、金融機関からの融資を受けにくい業態であると言われています。しかし、TPP参加を目前に控え、国際競争力のある農業を育成するには、大規模な投資が不可欠です。他方で、規制緩和により農業をビジネスとして捉える機運も広がっています。

このような背景のもと、国・金融機関・農業従事者の三者が、農業を投資対象とするファンドの必要性和合理性を認識したのです。

2 社債による投資

農業ファンドによる投資の方法は、理論上、株式取得と社債引受けの2つがありますが、株式取得について農地法による厳しい規制があるため、後者の方法が取られます。農業生産法人は社債発行により供給された資金で事業を拡大しつつ、農業ファンドに対して定期的に定額の利払いをし、償還期限に一括返済をするのです。

3 株式取得による投資(例外)

平成22年4月から、アグリビジネス投資育成株式会社が組成するファ

ンドによる農業生産法人の株式取得が例外的に可能となりました。株式取得の場合、原則出資金の返済が不要である点で大きなメリットがあります。

しかし、このファンドはJA系の機関が運営主体で、投資の決定権限もJAバンクにあります。その上、株主には経営に対する発言権が有るので、自由な経営という観点からはデメリットがあります。

4 今年設立の新たなファンド

平成25年6月、三菱東京UFJ、みずほ、三井住友の三大メガバンクは、それぞれ新たな農業ファンドの設立を発表しました。特に、三井住友銀行が設立するファンドは、投資対象を6次産業化以外にも広げ、農業分野への幅広い出資を通じて将来的に有力な貸出先を増やすことを狙っています。

メガバンクの農業ファンド参入は、農業経営者にとって朗報であり、大きなチャンスでもあります。ただし、前述のとおりファンドはハイリスクなので、利益が出なければ農業ファンド事業から即撤退ということもありえます。

結局、資金調達の環境が整っても、農業に従事する方々自身の努力なくしては農業の発展もありえないということ です。